

過去の経緯

1. 昭和38年1月から昭和51年6月29日の覚書まで

昭和38年1月 市内中心部の下水道・旭西処理区域の供用が開始され、それ以降、同処理区域内のし尿収集を受け持つ4業者(岡北産業・八晃産業・イオス・衛生センター)のし尿収集世帯数が減少していきました。

昭和50年5月 下水道普及により著しい影響を受けるし尿処理業の合理化を図り、し尿処理業務の安定と廃棄物の適正処理を実現することを目的とする「合特法」が制定・施行されました。

昭和51年6月3日 環境整備協会が、「減収補償金又は代替業務」の要求書を市長宛に提出しました。

昭和51年6月29日 環境整備協会と下水道局の交渉の結果、し尿処理業者の受け持ち区域内の下水道の管渠清掃業務の委託を、当該し尿処理業者に限定した指名入札とする旨の覚書を締結しました。これが岡山市の合理化事業の始まりであり、この下水管渠清掃業務委託は現在まで継続しています。

2. 昭和51年6月29日の覚書から平成2年3月17日の合意まで

昭和55年7月1日 区域調整を実施しました。区域調整とは、下水道整備によりし尿収集量が減少している業者に対して、人口増等により収集量が増加している業者の収集区域の一部を分かち与えることにより、各業者の収集量と収集車両台数のアンバランスを解消することをいいます。

【経過説明】

・昭和51年6月29日の覚書以降も、補償又は代替業務の提供について市と協会の間で断続的に協議が重ねられました。

市内中心部の業者は収集量を減少させていたものの、市内周辺地域の業者は人口増加により収集量を増加させており、市域全体でトータルすると人口の増加により全域のし尿収集量は必ずしも減少していなかったことから、

(A) 市域全体としては、昭和50年以降の9社50台体制を維持することにより収集体制を確保することとしました。

そのための手段として、

- (B) 収集量の減少により影響を受けている個別業者に対して、
業務補てんのための代替業務（下水管渠清掃等）を提供するとともに、
協会との協働により昭和55年7月に区域調整を実施して収集量と許可車両のバランスを図りました。

その間、昭和54年度から、今後の区域調整の清算（区域を分譲することになった業者に対する手当支給など）の原資にあてるため、環境整備協会に対して業務提供を実施して、その利益相当額を協会内部に留保させることにしました。

- 昭和55年7月の区域調整の後も、旭西処理区域内の4業者の収集量は減少傾向にありましたが、

旭西処理区の整備も完結に向かっていたこと

人口が増加していたこと

により、市域全体としてみると9社50台体制を維持すればよい状況でした。

そこで、

旭西処理区域内の4業者に対して業務補てんを目的とする代替業務の提供を継続するとともに、

将来の区域調整に備えるため協会に対する業務提供も継続しました。

昭和58年8月17日 平成元年3月の児島湖流域処理区供用開始及び平成4年3月の岡東処理区供用開始が確実に予想されるようになり、これにより業務量の顕著な減少が見込まれる業者の救済のため、代替業務の拡充について協会から要望が提出されました。

平成2年3月17日 環境整備協会と助役との間で代替業務提供についての合意書を交わしました。

【経過説明】

- 昭和58年8月17日の要望書の提出を受けて、市と環境整備協会との話し合いが断続的に行われました。

市としては、合理化事業のあり方を審議する内部組織である「岡山市し尿処理業合理化対策会議」を立ち上げて審議を重ね、

児島湖流域・岡東両処理区の供用が開始されると市域全体でトータルしてもし尿収集量が減少し、9社50台体制を維持することは困難となることが想定されたこと、また

合特法が昭和60年に改正され減車補償金的性格を有する転廃業助成金の交付が盛り込まれたことから、

- (a) それまで業務補てん目的で提供してきた代替業務を、今後は減車補償目的の代替業務と明確に位置づけた上で提供し、順次減車を行っていき、市内のし尿処理体

制を適正規模に縮小していく方針を固めました。また、(b)従来の業務提供の基準が明確ではなかったことから、業務提供量の算定式の確定も行うこととしました。

この方針決定（(a)・(b)）を受けて行われた協会との交渉においては、将来にわたり9社50台体制を維持することは困難であり、今後、適正規模への縮小が必要となることについては、市側と協会側との間で共通認識がありました。

しかし、直ちに1車あたりの補償額を確定して、この補償額相当の利益を得られるだけの代替業務を提供することにより減車補償を実施しようとする市側と、直ちに1車あたりの補償額を確定することはせず、引き続き業務補てん目的の代替業務を求めようとする協会側との間で、意見の隔たりがありました。

- ・協議の結果、代替業務の提供について、「当分の間（代替業務提供の目的を果たすまでの間）、許可車両台数50台を対象に算定し、一定の業務量（利益相当額）を提供し、残余は金銭補償とする」旨の合意が成立しました（平成2年3月17日の合意書）。

この合意により、50台を対象に、1台当たりの額を算定して、その額相当の利益を得られるだけの業務量を提供するというルールが形成されました。

従来、代替業務の明確な位置づけや基準がないまま業務提供による支援が実施されてきましたが、この合意によって、『ルールに則って業務提供を行う』という枠組みが確定され、平成2年度以降の代替業務提供について一定の明確な指針が形成されました。

しかし、1台あたりの額を具体的に確定することについては、建設省の損失補償基準その他の合理的事項を勘案しながら適宜双方協議のうえで決定するものとされ、将来の課題として残されることになりました。

3．平成2年3月17日の合意以降

平成5年3月 児島湖・岡東両処理区の供用開始により各社の収集量と許可車両台数とのアンバランスが顕著になりはじめ、環境整備協会から**区域調整実施の要請**がありました。

平成6年2月 **区域調整実施に向けた作業**に入りました。

平成8年2月 協会内の各業者の足並みがそろわず、市は、**区域調整の実施は困難**と判断しました。

平成10年3月 協会への代替業務の一部を個別業者に振り替えて提供する確認書を締結しました。

平成 11 年度以降 協会への代替業務提供を完全に廃止して個別業者にすべて提供することにして現在に至っています。

【経過説明】

平成 8 年 2 月に区域調整を断念したため、区域調整の清算原資に充てるため提供してきた環境整備協会への代替業務を、平成 10 年度に一部、平成 11 年度からは全部を、顕著な業務量の減少が見られる個別の業者に振り替えて提供しました。

平成 11 年 4 月 環境整備協会分の代替業務を個別業者に振り替えるための協議と並行して、将来の課題となっていた「収集体制の適正規模への縮小」を目指すべく、平成 11 年 4 月に減車勧告を行うとともに、1 車あたりの業務提供量を確定するための交渉を行いました。その結果、1 車あたりの業務提供量の確定は数年後の課題として残し、4 台の暫定減車が行われました。

平成 11 年 12 月 7 日 市長と環境整備協会との間で協定書が締結され、合理化事業計画を策定して転業支援のため代替業務の提供を実施する旨の合意がなされ、また、同日付の助役と環境整備協会との覚書において、代替業務の提供量は減車による減収に見合うものとする旨の確認がなされ、平成 2 年 3 月 17 日の合意書の趣旨が再確認されました。
これにより、1 車あたりの業務提供量の算定式の確定作業と、下水道整備の見通しに基づく的確な合理化計画の策定作業を、行うこととなりました。

平成 14 年度に入り、1 車あたりの業務提供量の確定と合理化計画の策定について、協会と協議が行われましたが、合意には至っていません。